

平成 29 年度 2 回福岡市開発審査会 会議録

開催日	平成 29 年 6 月 2 日（金） 午後 3 時 00 分から 午後 4 時 00 分まで		場所	15 階 1505 会議室
出席者	委員	千綿会長，萩島副会長，井原委員，柴田委員，清原委員，志賀委員，川上委員		
	福岡市	内山部長，土肥課長，大庭係長，宮崎係長，新宮		

凡例：以下において、○は委員、△は福岡市職員の発言を示す。

意見聴取

〈福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 3 項第 1 号に基づく区域等の指定（今津地区）について〉

- 「高齢化率」とは何か定義がなされた用語なのか。
- △ 「福岡市開発行為の許可等に関する規則」の中で定義した用語である。
- 今回の対象区域は市街化区域から 1 km の範囲内となっているようだが、今回の区域指定型制度は市街化区域から 1 km の範囲外が対象区域ではないのか。
- △ 市街化区域から 1 km の範囲内であっても条件によって認めることは可能としている。
- 土砂災害特別警戒区域内の建築について、他の地域においては建築にあたり、慎重な判断がなされている中で、この区域で建築を認める理由は何か。
- △ 今回の区域については、すでに建物が建っている区域であり、建替え等は認めざるを得ない。その場合、関係法令等に基づき、建築物の構造の強化により安全性を確保する必要がある。今回は、地元の要望も踏まえ、区域に含めることとしている。
- 土砂災害特別警戒区域内の建替えについては、同じ場所ではなく別の場所に建替えるように誘導していくほうが安全性の観点からも良いのではないか。
- △ 土砂災害特別警戒区域については、土砂災害防止法に基づき区域指定しているが、その趣旨は土砂災害等が発生する恐れがある区域を明らかにすることなどが目的であるため、建築を禁止できるものではない。今後、土砂災害特別警戒区域内の建替えが行われる際に、安全性が確保するよう、注意喚起と周知を図っていきたい。
- 今回の指定する区域や建築物の用途について異論はないが、土砂災害特別警戒区域内の土地・建物への対応については配慮されたい、ということで審査会としての意見を取りまとめたい。